

令和4年度第1回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：令和4年8月23日（火）

13:30～15:15

場所：オンライン（Zoom）

○出席委員名

大藪 千穂 (岐阜大学教育学部教授)
大橋 洋一郎 (中日新聞岐阜支社報道部長)
大成 朋広 (岐阜新聞社生活文化部長兼NIE担当)
所 寿弥 (岐阜県弁護士会)
三輪 聖子 (岐阜女子大学家政学部教授)
梶田 泰久 (全国農業協同組合連合会岐阜県本部副本部長)
國枝 義広 (岐阜県金融広報委員会幹事)
堀 有希 (岐阜県商工会女性部連合会副会長)
河野 美佐子 (岐阜市生活学校代表)
佐藤 圭三 (全岐阜県生活協同組合連合会専務理事)
花井 泰子 (消費者ネットワーク岐阜副代表)
別宮 理恵 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会事務局長)
穂波 正子 (公募委員)

計 13 名

○議題

- (1) 令和3年度消費生活相談状況報告
- (2) 岐阜県消費者施策実施状況報告（令和3年度実施状況及び令和4年度の重点施策）
- (3) 消費者教育支援専門委員会委員の指名について

○会議録（概要）

事務局	(開会あいさつ)
事務局	第24期審議会委員の会長の選出について、委員の互選により選出するものと説明。 会長を選出。
会長	職務代理者を指名。 議事録署名人を指名。
事務局	議題（1）令和3年度消費生活相談状況報告 (資料に基づき説明)

会長	(資料 1 p.2 (1) 概況 ①概況) 相談件数が減少している理由は何か。また、相談の傾向や内容は、県と市町村で違いはあるのか。
事務局	新型コロナウイルス感染症に関連した相談や架空請求に関する相談が大幅に減少したことが、相談件数の減少につながっている。県や市町村が受ける相談の傾向や内容は、ほぼ同様と考えられる。
委員	(資料 1 p.4 (2) 相談内容 ②販売購入形態別) 「巣ごもり消費」の増加や「新しい生活の様式」の広がりにより、「通信販売」に関する相談が増えているが、その特徴は何か。
事務局	デジタル化の進展により、通信販売の相談は、テレビショッピングによるものからインターネット通販に関する相談が主流となってきた。その傾向が「新しい生活の様式」の広がりによるものと考えられる。
委員	(資料 1 p.6 [図 4] マルチ・マルチまがい取引に関する若者の年齢別相談件数) 図 4 をみると 20 歳から相談件数が急増しているが、本年 4 月の成年年齢引下げ以降の相談の状況はどうか。
事務局	資料「成年年齢引下げ以降の消費者相談状況 (18 歳、19 歳)」で、令和 4 年 7 月末現在と令和 3 年度の件数を比較すると、令和 4 年 4 月から 7 月末現在の件数は 34 件で、1 か月あたり 8.5 件、令和 3 年度の件数は、105 件で、1 か月あたり 8.8 件となっており、1 か月当たりの件数は、ほぼ同数で、特別、増加している状況ではない。
会長	[図 4] の 18 歳の相談件数が 0 件であったのは、成年年齢引下げの前年のため契約できない年齢であったからだと思われる。今のところ、特別、増加している状況ではないということだが、今後の動向を注視していきたい。 第 2 回の審議会に件数をまとめ、動向などを報告していただきたい。特に夏休みは注意が必要だと思う。
委員	(資料 1 p.2 (1) 概況 ①概況) 相談件数が減少している理由の一つとして、架空請求に関する相談が大幅に減少したとのことであるが、架空請求の相談が減少した理由は何か。
事務局	架空請求に関する消費者への啓発により、消費者の架空請求に関する知識が高まり、架空請求の罠にかかる件数が減ったことが考えられる。また、それによって架空請求自体も減少してきたものと考えられる。
会長	(資料 1 p.3 (1) 概況 ②契約当事者の年代別状況) 相談件数は、全体として減少してきている。若年者が増加しているわけでもなく、相変わらず 65 歳以上の高齢者が 4 分の 1 を占めている。学生に消費者教育を教える際に、相談件数が減っていることは良いことだが、教える立場としては説明し辛い部分もある。相談件数に反映されていない部分もあるのかもしれないと思う。

事務局	<p>議題（２）岐阜県消費者施策実施状況報告（令和３年度実施状況及び令和４年度の重点施策） （資料に基づき説明）</p>
会長	<p>（資料３ 第２回（１）） 岐阜女子大学で、令和４年度の入学式や新入生ガイダンスにおいて、成年年齢引下げに関する啓発チラシの配布などを実施されたとのことだが、その効果はどうか。</p>
委員	<p>今年度の入学式で保護者に県が作成した資料を印刷して配布した。今のところ１年生から消費者トラブルの被害の報告は特に聞いていないので、効果はあったと考えている。</p>
会長	<p>（資料３ 第２回（３）） 事務局から「高等学校の家庭科教員を対象に「新学習指導要領における消費者教育、金融教育の授業実施のポイントと授業改善」をテーマとする研修を実施した。」との報告があった。私も研修の講師をしたが、受講者は７～８人で、前年度も同様の研修を受講した関心の高い教員ばかりであった。家庭科教員全体に対して何かできないか。受講する教員の人数があまりにも少なかった。私自身は、家庭科教員全員に対して何かやった方が良く思っている。</p>
委員	<p>（資料 2p.2 ■令和４年度 主な施策） 若年者向け消費者教育を強化するとの記載がある。法律の専門家による学校向け出前講座の弁護士会への要請は、あまり増えていないと思う。司法書士会との連携はどのようにしているのか。また、出前講座の対象を保護者に拡大するとあるが、まだ実績は１回だけで、どのような広報をしているのか。</p>
事務局	<p>前年度は、成年年齢引下げの直前の年ということで、非常に強い危機感から出前講座の依頼を多くいただいたが、関係者の消費者教育のご尽力や、学習指導要領が今年度改訂され、学校教育の中で消費者教育をしっかりと取り組んでいくといった意識が高まってきた結果だと思う。 司法書士会との連携については、基本的には弁護士会と同じスキームで対応している。学校の希望を聞いて、弁護士会あるいは司法書士会の希望される会に依頼している。 出前講座の対象を保護者に拡大する広報については、学校を通じて行っている。年度初めに県が作成した保護者向け啓発文書を学校で配布していただいた。出前講座を PTA 活動等で広く活用していただくよう広報している。</p>
委員	<p>生活協同組合では、エシカル消費を推進している。配付資料の若者のための消費者教育副読本「おっと！落とし穴」にエシカル消費が掲載されており、大変ありがたく思っている。最近の値上げラッシュによりエシカル消費の推進にブレーキがかかるのではないかと心配している。エシカル消費の今後の展開について、県の考えをお尋ねしたい。</p>

事務局	<p>エシカル消費は幅広い概念であり、今年度から県民生活課で取り組むこととなった食品ロスの削減やフェアトレード、被災地の応援消費や障がい者のつくられた商品の積極的な購入など社会的、倫理的な消費をしましょうといったことをエシカル消費といっている。物価高がエシカル消費全体に影響がないとはいえないが、例えば、被災地の応援消費のように消費者の倫理に訴えた販売方法もあるので、物価高、イコール、エシカル消費にブレーキとは、一概にいえないと考えている。</p> <p>10月は食品ロス削減月間で各務原市内の大型店舗内で、食品ロス削減のPRイベントを計画している。食品ロスの排出量の割合は、岐阜県は家庭が6割、事業者が4割、全国平均は、家庭が4割、事業者が6割と岐阜県では家庭と事業者が逆転した状態となっている。県民一人ひとりが家庭での食品ロスの削減を考えていただくことが大切であると考えている。そこで、今年度、若い世代の方々にも食品ロス削減を考えていただくために、中学生、高校生から食品ロス削減のポスターや標語を募集し、10月のイベントで作品の展示や優秀作品の表彰なども行う予定。若い世代から食品ロスについて関心を持っていただき、その方々が大人になっても食品ロスについて関心を持ち続けていただける仕掛けとなればと考えている。</p>
委員	<p>岐阜市生活学校では、食品ロスから発展したフードドライブに取り組んでいる。その取り組みは、年々、市民等に認知されつつあると思う。</p>
委員	<p>農業協同組合では、商品にならない農産物をどう活用するかが永遠の課題としてある。流通に乗らない農産物をどうしたら活用できるかを、消費者の皆さんと一緒に解決に向けて検討していきたいと考えている。</p> <p>前回の審議会で大藪会長から高齢消費者被害防止取組連携事業に農協の組織が啓発活動に活用できるのではないかと提言をいただいた。提言を受けて、県の職員と農協中央会で打ち合わせを行ったところ、農協の広報紙で高齢消費者被害防止の啓発活動をしていったらどうかといった意見があったが、その後の取り組みについて、県の方で把握しているか。</p>
事務局	<p>各地域での農協の取り組み活動については、把握していない。</p>
委員	<p>農協には30万の組合員がいる。高齢消費者被害防止のための有効な活動があると思われるので農協側で把握してみる。</p>
委員	<p>資料2の2ページ 主な施策で◎消費者教育デジタル教材作成費が新規事業として挙げられているが、資料2の6ページ●児童・生徒向けデジタル教材の作成【新規】のことか。</p>
事務局	<p>委員のご理解のとおり。児童・生徒向けデジタル教材と記載しているが、内容は小学校5・6年生が理解できる程度の内容で作成したいと考えている。この年齢層が理解できるかみ砕いた内容であれば、それ以上の年齢の方や家庭でも活用できると考えたため。また、昨年度、若者のための消費者教育副読本「おっと！落とし穴 特別支援学校（高等部）向け」を作成するにあたり、現場の先生方と打ち合わせをしていく中で、小学校5・6年生が理解できる程度の内容であれば、生徒たちが理解しやすいといったご意見をいただいたことにもよる。内容については、学校で活用</p>

	<p>していただきたいと考えているので、教育委員会の先生方のご意見をいただきながら作成する。教材の作成にあたっては、専門の業者に業務を委託して、県が作成する。</p> <p>完成の時期は、十分に検討する時間が必要と考えている。2月開催予定の第2回審議会でお披露目ができればと考えている。</p>
委員	若者の消費者トラブル対策事業費（デジタル広告配信）【拡充】の内容を説明願いたい。
事務局	【拡充】と記載されているが、別物の事業として理解していただけたらと思う。前年度は大学学食トレイステッカー広告を掲出した事業を展開したが、広告の場所が限定的であったため、今年度は、資料2 8ページの【拡充】若者の消費者トラブル対策事業に示したとおり、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの被害防止、消費者ホットラインの周知等に関するデジタル広告を、高校生、大学生など若年層をターゲットとして、スマートフォン等に、若者がよく視聴する学校の長期休暇の時期に配信しようと考えている。
委員	今、説明のあったデジタル広告配信については、若者がよく利用する深夜等の時間帯に合わせて配信するという事も考慮した方がいいと思う。
事務局	GPSを使用した地域指定を行うとともに、対象年齢を若年層に設定して配信するため、時間帯については、特に限定しなくても対応できると思う。
会長	SNS がらみの犯罪に近い内職・副業の相談が後を絶たない。委員のところでは内職・副業の相談の状況はどうか。
委員	労働相談の中で内職・副業のトラブルに関する相談は、あまり上がってこない。最近よく聞くのは、空いた時間に携帯電話で簡単にアルバイトを探することができるシステムがあり、便利だが、その反面、ブラックなアルバイトから抜け出せなくて困っているといった相談が岐阜ではまだ聞いていないが、全国的に増えてきているようだ。
会長	岐阜ではまだ被害がないようだが、全国的に増えてきているようなので、若年者に対して早めに啓発する必要がある。早めの啓発をお願いしたい。
委員	成年年齢引下げにより4月から個人ローンが18歳から契約できるようになった。当初、十六銀行では教育ローン以外は取り扱っていなかったが、他の金融機関の動向により、6月から住宅ローン、マイカーローンも対象とした。ローンの契約は対面でしか受付しない等、慎重に対応している。今のところ契約件数は一桁であり、成年年齢引下げで急に増えることもなく、緩やかな滑り出しといったところ。金融教育については、今後も各種イベント等を通じて学生の方々等への金融教育に取り組んでいく予定。
委員	配付資料について2点お尋ねする。まず、クリアフォルダー「障がいのある方の消費者トラブルを未然に防ぎましょう！」は、障がいのある方を支える方のためのも

事務局	<p>のか。2点目は、「おっと！落とし穴 特別支援学校（高等部）向け」のルビを付けた理由についてお尋ねする。</p> <p>クリアフォルダーは、委員がおっしゃったとおり、「障がいのある方を見守る皆さまへ」とあるように障がいのある方を見守る、相談支援専門員などにお配りしたもので、中に挟んであるリーフレットは「気づきのチェックポイント」等をまとめた「虎の巻」となっている。</p> <p>「おっと！落とし穴 特別支援学校（高等部）向け」のルビを付けた理由は、現場の先生方の意見をいただき、小学5年生以降に学習する漢字で、最初に出てくる漢字だけにルビを付けている。</p>
会長	<p>資料2の2ページに記載されている相談員等向け消費者教育研修の開催回数が1回、消費者啓発推進員向け研修会の開催回数が2回となっているが、回数が少ないのではないか。毎年、同じ回数なのか。</p>
事務局	<p>毎年、同じ回数で開催している。</p>
委員	<p>相談員等向け消費者教育研修の開催は1回と記載されているが、研修の内容は、初任者向けの研修科目や経験者向けの研修科目がそれぞれ複数組まれており、他県でも同じような回数だと思う。国の予算で、国民生活センターの研修を受けることができる。研修内容は初心者向け、経験者向け等各種あり、オンデマンドでも受講できるので研修を受ける機会は十分にあると思う。</p>
会長	<p>県庁から遠方の方から聞いた話で、岐阜市のように県庁から近いと、県の開催する研修を受講しやすいが、遠方だとなかなかそうはいかないといった意見があったので、確認のため聞いた。いろいろな研修があり、研修を受ける機会は十分にあることが分かった。</p> <p>成年年齢引下げの影響がどのような形で出てくるのか関心がある。スマホが関連した情報商材なのか、それが学生ローンと絡んでいるのか。その辺の内容が、見えてくるといいのかなと思っている。是非、その辺の状況を次回の2月の審議会で報告していただけるとありがたいと思う。</p>
事務局	<p>議題（3）消費者教育支援専門委員会委員の指名について （資料に基づき説明）</p>
会長	<p>消費者教育支援専門委員会委員について、原案どおり指名してよろしいか</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
会長	<p>それでは原案のとおり指名することとする。</p>

会長	その他、事務局から何かありますか。 無いようですので、本日の議事は全て終了いたしました。最後に何かご意見等ございますか。
委員	(無し)
会長	無いようですので、これで本日の議事を終了させていただきます。事務局に進行をお返しします。
事務局	会長をはじめ、委員の皆様にも多数のご意見をいただきありがとうございました。これにて、本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。